

議案2

宮崎市地域公共交通計画の策定について



「宮崎市地域公共交通計画」策定スケジュールの見直し及び 現計画期間の再延長について

令和8年2月6日

宮崎市 総合政策部総合政策課 交通物流政策室

1. 地域公共交通計画について

・本市は、地域公共交通のマスタープランとなる「宮崎市地域公共交通網形成計画(令和2年3月)」を策定し、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指し、24の施策に取り組んできた。

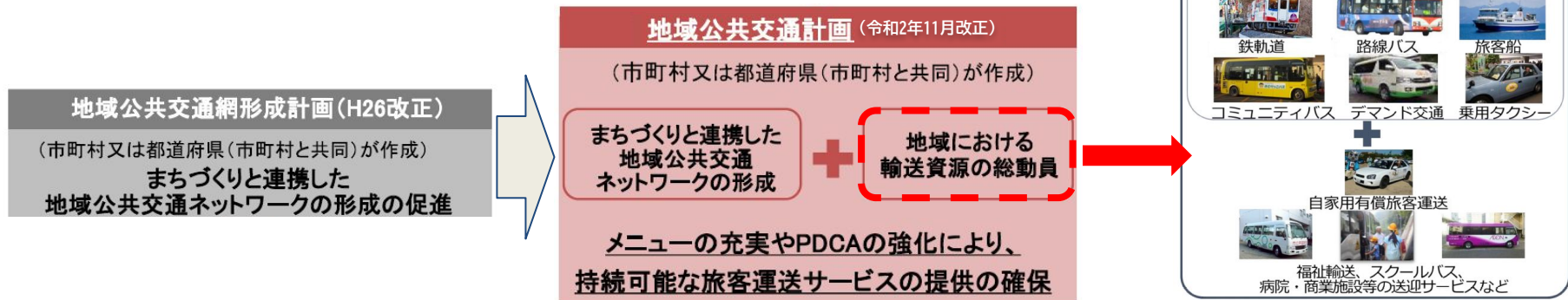
・令和2年の法改正(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)により、持続可能な地域公共交通網の形成を目的として、地域公共交通計画の策定が「努力義務」となったことから、本市では、同法に基いて国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、**法定協議会(※)**において、交通事業者や地域の関係者等との協議により「地域公共交通計画」の作成を行う。

(※)法定協議会 ⇒ 宮崎市地域公共交通会議

宮崎市地域公共交通会議構成メンバー(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく)

- ・県バス協会 ・宮崎交通 JR九州宮崎支社 ・県タクシー協会 ・県タクシー協会宮崎支部 ・市自治会連合会 ・市老人クラブ連合会
- ・市社会福祉協議会 ・宮崎運輸支局 ・学識経験者 ・道路管理者、宮崎県警、その他交通会議が必要と認める者 ・庁内関係課

■従来の計画(現計画)と地域公共交通計画の違い



	網形成計画 (平成26年～)	地域公共交通計画 (令和 2年～)
位置づけ	交通網を形成するための計画	「まちづくり」と連携した総合的な交通計画
重視する点	バスの路線網(ネットワーク)の維持	持続可能な「移動手段(モビリティ)」の確保 (キャッシュレスやデマンド交通など、利便性と効率性を高める新技術も視野)
実効力	計画単独での実行が主	本計画の方針に基づいた利便増進実施計画(国承認必要)の策定を一体的に行うことで、 取組の実効性を確保 ← ここが最大のメリット!

2. 新計画の策定に向けたこれまでの動き

① 令和6年8月：地域公共交通会議で「下記の方向性で新たな計画の策定を進めていくことで」 **内容承認**

理 念	誰もが利用しやすい、持続可能な公共交通ネットワークの構築	基本方針	(1)持続可能な公共交通ネットワークの形成 (2)地域の実情やまちづくりと連動した移動手段の確保 (3)市民が積極的に公共交通を利用する環境の構築
公共交通が果たすべき役割	・「将来の都市構造」の実現に向けた拠点間をつなぐ交通手段 ・各拠点内の役割を支える交通手段		

参考：当初スケジュール(令和6～7年3月)

内 容	R6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	2月	3月
策 定	市民アンケート (5/20～6/21)								パ ブ コ メ			策 定
	方針の検討(内部)											
	課題の抽出・施策の検討(各交通事業者等と協議)											
	素案作成									最終案作成		
交通会議				第1回 (方針協議)				第2回 (議決)			第3回 (議決)	

② 令和7年2月：路線バス事業者が令和 7年度に行う「バスネットワーク再構築」の具体策(データ分析等)を計画へ
 確実に反映させるため、 **策定完了を1年延長**

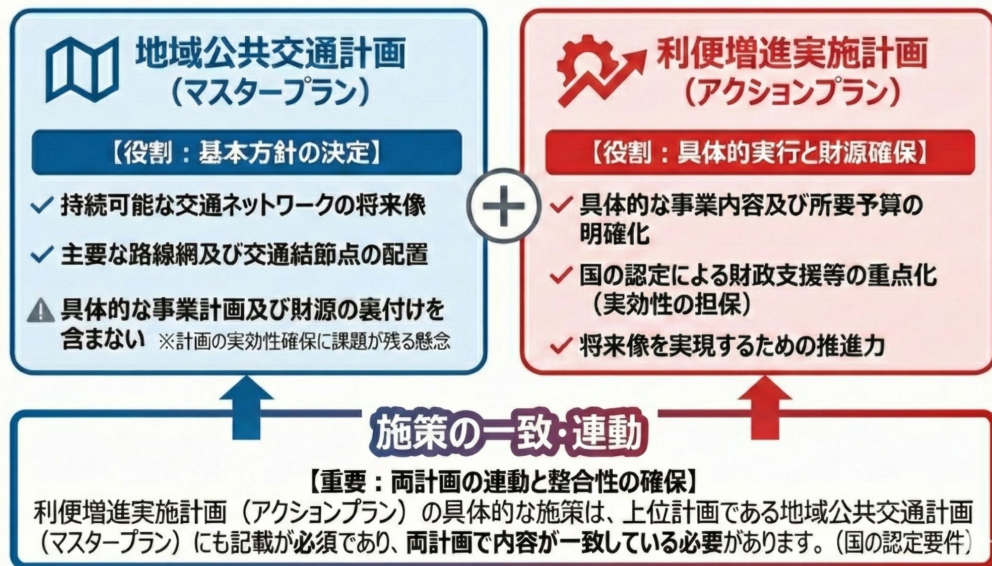
併せて、現計画「宮崎市地域公共交通網形成計画(以下「現計画」)」の計画期間を1年延長し、令和8年3月末までを計画期間と した。

③ 令和7年2月以降～現在： **策定に向け作業を進めている**

3. 策定スケジュールの見直し理由

公共交通を取り巻く環境は、運転士不足やコスト高騰など、急速に厳しさを増しており、地域公共交通ネットワークの維持・確保自体が困難な状況となっています。こうした状況に早期に対応するためには、**方針を示すだけでなく、具体的な取組みを計画に盛り込む必要があると判断**いたしました。

これを受け、当初予定していた「新計画（マスタープラン）」に加え、**具体的な取組みを盛り込んだ「地域公共交通利便増進実施計画（アクションプラン）（※）」**を一体的に策定・実行する方針へ転換 いたします。



（※）地域公共交通利便増進実施計画とは、公共交通ネットワーク再編に伴う、「ハード整備（乗継環境整備など）」や「ソフト事業（利用促進事業など）」の具体的な事業内容などを確定させる法定計画で、国土交通大臣の認定を受けることで、国の手厚い財政支援が適用されます。

【重要：利便増進実施計画の策定の進め方】

同計画は、国によりますと、宮崎市地域公共交通会議において、内容をまとめることとされています。今後、委員の皆様と議論・検討を重ねながら策定を進めていきます。

4. 見直しの概要 および 今後のスケジュール

見直しの概要

(1)新計画の策定期期を「令和8年3月」から「令和9年2月」に変更 します。

なお、策定状況に応じて、前倒しする場合があります。

(2)新計画の策定期期に合わせて、**現計画の終了を「令和8年3月まで」から「令和9年2月まで」に延長** します。

今後のスケジュール(予定)

新計画で市全域の方針を定めた上で、
 利便増進実施計画は、
 対象エリアごとに必要に応じて策定・実行していく方針 です。

